

一般社団法人日本薬剤疫学会 「評議員等の選出方法等に関する規程」および、「評議員の選挙に関する細則」、「理事の選挙に関する細則」改定について（お知らせ）

一般社団法人日本薬剤疫学会第34回理事会（2020年9月18日開催）において「評議員等の選出方法等に関する規程」および、「評議員の選挙に関する細則」、「理事の選挙に関する細則」が審議され改訂されました。主たる改定点は下記の通りです。

2021年に実施される評議員・理事選挙から適用されますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

「評議員等の選出方法等に関する規程」、「評議員の選挙に関する細則」

- ① 35名の評議員は全て選挙で選出する。（5名の理事会推薦枠を廃止する）
- ② 評議員の被選挙人の資格を定める（正会員継続4年以上、当年度会費完納）
- ③ 評議員の選挙人の資格を当年度会費完納とする
- ④ 評議員選挙における投票を6名連記から5名連記に変更する
- ⑤ 選挙は、被選挙人の立候補制とし、立候補者が定数の35名を超える場合は、5名連記の郵送による無記名投票で行い、有効得票数の多い順に当選人とする。ただし、立候補者が35名以下の場合は無投票当選とし、それに加えて立候補者を除いた被選挙人を対象に5名連記の郵送による無記名投票で選挙を行い、有効得票数の多い順に定数35名に達するまでを当選人とする。

「評議員等の選出方法等に関する規程」、「理事の選挙に関する細則」

- ① 理事の選挙は、被選挙人の立候補制とする
- ② 選挙は、4名連記の郵送による無記名投票で行い、有効得票数の多い順に当選人とする。ただし、立候補者が12名以下の場合は無投票当選とし、それに加えて立候補者を除いた評議員を被選挙人として4名連記の郵送による無記名投票で選挙を行い、有効得票数の多い順に理事定数12名に達するまでを当選人とする。
- ③ 理事選挙についても選挙管理委員会が管理する
- ④ 副理事長のほかに学会運営を担当する理事（会計担当、庶務担当）を理事長が指名する

改定後の規約は、日本薬剤疫学会ホームページの「日本薬剤疫学会案内 ▶諸規程」をご覧ください。

<http://www.ispe.jp/introduction/>

以上